

平成28年9月15日

事 業 所 各 位

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」

（平成28年9月15日付28福保高介第875号）の留意事項について

標記について、改正内容等の詳細として下記のとおり取り扱うこととします。今後とも、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有する生活相談員として、適切な資格の職員の配置について、よろしくお願いいたします。

記

- 1 別紙の2の「特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成」とは、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）第14条に定める「入所者の処遇に関する計画」の作成を示します。

- 2 別紙の3の内容中の「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に定めるとおりとします。

***老人福祉法**

第5条の3 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

- 3 別紙の3の内容中の「施設長経験者」とは、施設長として1年以上の実務経験を有する者としします。
なお、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設での施設長経験者（管理者）については、社会福祉施設長資格認定講習会の課程を修了した者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者としします。

- 4 別紙の4の内容中の通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所については、介護予防サービスによるものを含むものとします。

- 5 平成21年6月1日付21福保高介第180号「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」の別紙の2の内容中の「高齢者在宅サービスセンター」とは、介護保険制度開始前において「東京都高齢者在宅サービスセンター事業実施要綱」に基づき実施されていた事業であり、当該介護の提供に係る計画の作成に関し1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験により、生活相談員の業務を行っている場合、引き続き「同等以上の能力を有すると認められる者」として取り扱うこととします。